

オークション規定一部改訂のご案内

日頃より、JU神奈川オークションをご利用頂きまして誠に有難うございます。
平成29年5月11日開催オークションより、オークション搬出規定の一部改訂を致します。
オークション参加に当ってはオークション規定を十分ご理解・習熟の上セリに参加下さい
ますようお願い致します。

記

◇規定改訂施行日 平成29年5月11日開催オークションより

JU神奈川 搬入、搬出規定 第5条 搬出期限及び再出品

- 改定前
1. 搬出期限は流札車をAA開催翌月曜日の12:00まで、落札車をAA開催翌水曜日の16:00までとする。
 2. 電話等による再出品取消依頼は、AA開催翌月曜日の12:00までとし、再出品処理後の搬出は受付ません。(再出品取消依頼車両はAA開催翌水曜日16:00までに搬出するものとする。引取がない場合は再出品とする。)

- 改訂後
1. 搬出期限は流札車をAA開催翌月曜日の12:00まで、落札車をAA開催翌月曜日の18:00までとする。
 2. 電話等による再出品取消依頼は、AA開催翌月曜日の12:00までとし、再出品処理後の搬出は受付ません。(再出品取消依頼車両はAA開催翌水曜日12:00までに搬出するものとする。引取がない場合は再出品とする。)

JU神奈川 搬入、搬出規定 第7条 長期残留車、放置車両の処理について

- 金額改訂
4. 落札車両が搬出期限までに搬出されない場合、搬出遅延ペナルティとして翌週AA計算書に1台あたり¥5,400を計上し、その後1日毎に1台あたり¥1,080を計上します。但し、再出品可能な会員については再出品を優先し、コーナーは軽・レギュラーコーナーのみとする。